

議題2 報告事項について

【報告1】新型コロナウイルス感染症に関連した取り組みについて

報告1-①

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

- 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」（令和2年3月10日：国の対策本部決定）に基づき、新型コロナウイルスに感染等した被用者（給与の支払いを受けている方）に対して、傷病手当金の支給を実施。【国が全額を財政支援】
- なお、緊急的・特例的な措置であることから、運営協議会へは後日報告することとし、市長決裁（急施専決）により条例を改正し、令和2年4月24日から受付を開始。

《参考》

- ・被用者保険：法定給付
- ・国民健康保険：任意給付（支給する場合は条例で規定が必要）
〔国保は様々な就業形態の方が加入→全国の市町村国保で適用なし〕

● 対象者

次のすべて該当する方

- ① 被用者（給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルスに感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- ② 療養により、仕事ができない期間に対する給与の支払いを、全部または一部を受けられない方

● 支給対象期間

仕事を休んで4日目以降の日から、仕事をする事ができない期間のうち、仕事を予定していた日

● 支給額の計算方法

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

● 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため仕事をする事ができない期間《現在は令和3年3月31日まで延長》
（入院が継続する場合等は健康保険と同様に、最長1年6月まで）

※令和2年12月末までの
相談・支給件数及び支給額

相談件数	446件
支給件数	60件
支給額	5,336千円

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づき、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、保険料の減免を実施。【国が全額を財政支援】
- 6月中旬の「保険料決定通知書」の送付の際に追加ピラを入れて周知し、申請を受付。

● 減免の対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症により、

- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額減免
- ・主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる世帯。
ただし、前年の合計所得金額が1,000万円以下、かつ、減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

● 減免額の算定方法

【表1】で算出した対象保険料額に【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額

$$\text{対象保険料額 (A} \times \text{B} / \text{C)} \times \text{減免の割合 (d)} = \text{保険料減免額}$$

【表1】

対象保険料額 = A×B/C
A：該当世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合 (d)
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

※令和2年12月末までの減免適用件数及び減免額

《令和2年度》

	減免適用件数	減免額 (億円)	合計減免額 (億円)
全部減免	18,976	31.1	47.7
一部減免	7,786	16.6	

《令和元年度》

年度	減免適用件数	減免額 (億円)	合計減免額 (億円)
全部減免	14,373	3.4	6.6
一部減免	6,996	3.2	

※一部減免は推定値

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。

● 減免対象となる保険料

令和2年2月相当分から令和3年3月相当分まで

報告 2

大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金について

本市国民健康保険事業会計は、昭和 48 年度から恒常的な累積赤字を抱え、平成 19 年度決算では過去最大の約 386 億円もの累積赤字を抱える状況となった。その後、平成 20 年度以降の医療制度改革による影響や国の特別調整交付金の確保等により、累積赤字は年々減少し、平成 30 年度決算において約 23 億円の黒字となったことから、地方自治法等に基づき、国民健康保険事業費納付金の納付に要する資金等を積み立てる基金を設置。

1 設置目的

保険料の収納不足などにより府へ納める事業費納付するための資金が不足した場合、不足分を「府の国保財政安定化基金」から借り入れ、後年度の保険料に上乗せ（府が定める統一保険料率を上回る料率を設定）し、府へ返還することが必要となるが、積み立てた基金から取り崩して充当することにより、保険料への上乗せを回避すること等を目的として基金を設置。

2 名称

大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金

3 設置年月日

令和 2 年 3 月 27 日

4 積立額

2, 253, 368 千円 （令和元年度決算時点）

5 他政令指定都市の状況

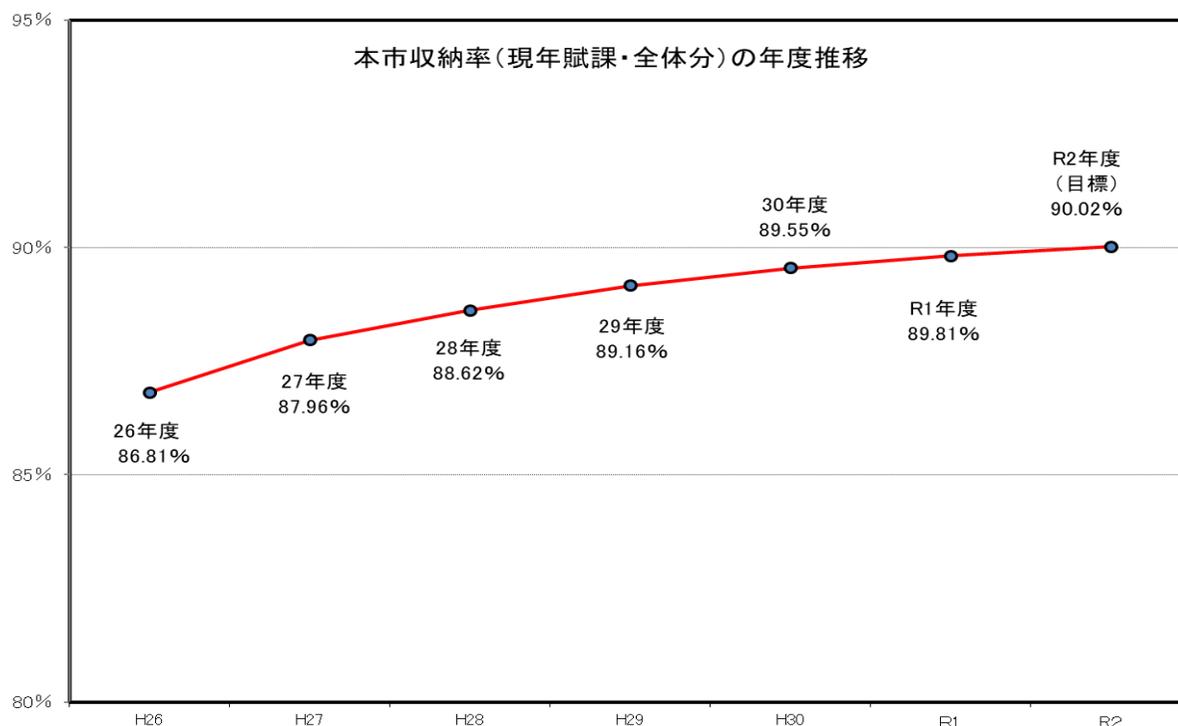
20 政令市中、15 市が基金を設置。（令和元年度決算時点）

【報告3】令和3年度の大阪市の取り組みについて

報告3-①

保険料収納率の推移

各区の特性に応じた口座振替勧奨や滞納処分業務等の区独自取り組み、国保収納業務の経験を有する職員・弁護士職員による区職員に対するバックアップ等を継続して行うとともに、コールセンターによる電話督促や市債権回収対策室により未収債権の解消に努めてきた結果、収納率は毎年上昇してきている。目標収納率の達成に向け、引き続き未収債権の解消に取り組んでいく。



令和3年度は目標収納率

90.46%の達成をめざす

（大阪府が定める令和3年度の標準
収納率の状況によっては修正を行う）

<参考>

大阪府内平均（現年賦課・全体分）

令和元年度 93.55%

平成30年度 93.57%

●区長マネジメントによる地域特性に応じた
創意工夫のある取り組み

主な取り組み

●滞納処分等業務

金融機関等への財産調査を実施するとともに、財産判明者に対し差押予告の送付や、差押えを実施する。

●口座振替勧奨

新規加入世帯や納付書世帯、滞納世帯に対し、窓口対応時や通知書発送時等、あらゆる機会を捉えて口座振替勧奨を実施する。

●資格等適正化

文書等返戻世帯にかかる居所確認の徹底や、他保険加入等の資格疑義世帯にかかる調査を実施し、資格の適正化に努める。

●市債権回収対策室

- ・税の徴収ノウハウの活用やスケールメリットを活かした財産調査等の実施。
- ・体制を強化・拡充し、給与差押を行うなど、より効果的・効率的な保険料収入の確保に努める。

●民間事業者によるコールセンター業務

初期末納者に対する徹底した納付督促を行い、未収の早期解消と累積防止に努める。

●国保収納業務の経験を有する職員

区職員に対する直接指導を行い、滞納整理業務スキルアップ・組織体制の強化を図る。

●弁護士職員

- ・区職員に対する法令知識面でのバックアップ
- ・弁護士名での文書送付等による自主納付の誘引
- ・不動産公売等の実施による収入額の確保

●納付環境の整備等

- ・口座振替納付の基本化（平成25年度～）
- ・ペイジー口座振替受付サービスの導入（平成25年度～）
- ・Web口座振替受付サービスの導入（平成28年度～）
- ・LINE Pay 請求書支払いの導入（平成30年度～）
- ・PayPay 請求書払いなどキャッシュレス決済の拡充（平成元年度～）

(参考) 政令指定都市及び特別区(東京23区)の保険料(税)収納率

	平成29年度		平成30年度		対前年度 増▲減率 %	順位 位
	%	順位 位	%	順位 位		
札幌市	93.64	6	94.47	6	0.83	12
仙台市	93.44	8	94.37	7	0.94	8
さいたま市	92.09	13	92.27	13	0.18	34
千葉市	90.47	19	91.25	19	0.78	14
特別区(東京23区)	86.30	33	86.83	33	0.53	18
千代田区	91.48	15	91.64	17	0.16	35
中央区	86.43	32	86.84	32	0.41	23
港区	84.17	41	83.45	42	▲0.72	44
新宿区	80.50	44	80.90	44	0.40	27
文京区	89.00	23	88.40	27	▲0.60	43
台東区	84.93	37	85.72	36	0.79	13
墨田区	86.45	31	87.46	30	1.01	5
江東区	86.98	29	87.18	31	0.20	33
品川区	92.64	11	92.32	12	▲0.32	42
目黒区	87.43	28	88.09	29	0.65	16
大田区	88.23	26	89.45	24	1.23	3
世田谷区	86.48	30	88.13	28	1.65	1
渋谷区	83.79	42	84.19	41	0.40	25
中野区	85.28	36	84.98	39	▲0.30	41
杉並区	85.31	35	85.20	38	▲0.12	40
豊島区	82.92	43	82.88	43	▲0.03	39
北区	84.52	40	84.51	40	▲0.02	37
荒川区	88.32	25	88.72	26	0.40	26
板橋区	84.87	38	85.39	37	0.52	19
練馬区	87.94	27	88.93	25	0.99	6
足立区	84.59	39	85.76	35	1.17	4
葛飾区	85.62	34	85.96	34	0.34	30
江戸川区	89.59	20	89.99	21	0.41	24
横浜市	95.06	2	95.30	2	0.25	32
川崎市	94.16	4	94.66	4	0.50	20
相模原市	89.19	21	90.58	20	1.39	2
新潟市	93.50	7	93.63	9	0.13	36
静岡市	92.19	12	93.11	11	0.91	10
浜松市	91.48	14	91.95	16	0.46	21
名古屋市	96.17	1	96.14	1	▲0.03	38
京都市	94.13	5	94.50	5	0.37	29
大阪市	89.16	22	89.55	23	0.38	28
堺市	94.31	3	94.75	3	0.44	22
神戸市	93.09	9	93.86	8	0.77	15
岡山市	90.53	18	91.50	18	0.97	7
広島市	91.08	17	91.99	15	0.90	11
北九州市	93.01	10	93.32	10	0.30	31
福岡市	91.45	16	92.04	14	0.59	17
熊本市	88.96	24	89.89	22	0.93	9
平均	90.69	-	91.17	-	0.48	-

※厚生労働省「平成30年度 国民健康保険(市町村)の財政状況について」より
 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出

●レセプト(診療報酬明細書) 点検事業

医療機関から提出されるレセプトについて、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、請求点数の算定方法及びその内容の点検、縦覧点検などを実施。(点検件数：約 980 万件)

●療養費支給申請書点検事業 (柔道整復施術に係る療養費)

整骨院などで受けた施術に係る療養費について、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、申請書の点検や、被保険者及び施術所への照会などを実施。(点検件数：約 6 万件 [年間請求件数の約 1 割])

●海外療養費、海外出産における出産育児一時金の点検

海外渡航中にやむを得ず日本国外の医療機関等で治療・出産し申請があった場合、大阪府国民健康保険団体連合会に委託し、申請書の確認や現地の公的機関、医療機関に事実内容の確認を実施。(点検件数：約 400 件)

●医療費通知

被保険者の医療費に対する意識啓発の観点から、医療費の個別通知を年 6 回実施。(送付件数：約 183 万件)

●後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及、啓発

- ・先発医薬品を服用している被保険者に向け、後発医薬品に切替えた場合の自己負担額の差額を年 3 回通知することで、被保険者の自己負担の軽減につなげる。(100円以上の差額のある方に通知 送付件数：約 16 万件)
- ・後発医薬品希望カードや広報により、後発医薬品の普及啓発を図る。(令和 2 年 11 月審査分実績：使用割合 75.6%)

●重複・頻回受診者健康教育啓発

- 重複・頻回受診者に対して健康教育用リーフレットを年 2 回送付し、適正受診について啓発を行う。(送付件数：約 2, 600 件)
- 重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者を選定し、保健師・薬剤師により訪問による教育指導を実施。(対象者：約 600 人)

●お薬手帳の周知

- ・大阪市ホームページに掲載
- ・パンフレット等広報物に掲載
- ・各種封筒の空きスペースに掲載

●特定健康診査

- ・40歳以上の方を対象に無料で実施。
個別健診：大阪府内約4,500か所
（内大阪市内約1,600か所）の医療機関
集団健診：市内24区の保健福祉センター・小学校等
（年間約300回実施）
- ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度は個別健診は国の緊急事態宣言解除後に実施し、集団健診は7月より実施。
- ・平成25年度から、人工透析の原因となる慢性腎臓病の重症化予防のための腎機能検査（血清クレアチニン、血清尿酸）を追加及び詳細な健診（貧血検査、心電図検査、眼底検査）の自己負担の無料化。
- ・令和元年度実施率 22.3%（前年度：23.1%）

●特定保健指導

- ・特定健康診査の結果を基に、生活習慣の改善が必要とされる対象者に、「動機付け支援」「積極的支援」の特定保健指導を実施。
- ・平成25年度から、「動機付け支援」該当者に、よりきめ細かな支援を行うため、取組み状況の確認などの中間支援を追加。
- ・令和元年度実施率 6.1%（前年度：5.7%）

●その他の保健指導

- ・特定健康診査の結果をもとに、各区保健師が、血圧・血糖ハイリスク者及び腎機能低下者に電話・訪問・面接などにより、医療機関への受療確認及び必要な保健指導を実施。

●実施率向上に向けた取組み＜令和3年度＞

- ◎個別通知（受診券、個別票）を全対象者へA4封筒（無料で受診できる旨記載）にて送付
- ◎電話による勧奨（平成25年度から開始）
（特定健診）40歳～73歳の前年健診未受診者（約9万件）
（特定保健指導）全ての対象者（約8千件）
- ◎区役所（保険年金業務主管・保健業務主管）・福祉局の取組み
 - ・受診啓発（区独自の啓発ピラおよびポスターの掲示など）
 - ・未受診者対策（未受診者への個別勧奨ピラの送付など）
 - ・集団健診における、がん検診との同時実施や休日の実施および周知の強化（地域での回覧およびポスターの掲示など）
 - ・特定保健指導中断者への利用継続勧奨

◎特定保健指導利用の円滑導入の取組み

- ・特定健診の結果説明と同時に特定保健指導を開始（1日人間ドック・個別健診取扱医療機関）
- ・集団健診会場で当日の結果から初回特定保健指導の開始（平成30年度から）

◎各区等の先駆的な取組みについて、情報を共有化

- ◎大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業（おおさか健活マイレージ「アスマイル」）への参画（令和元年10月から府内全域実施）
スマホアプリを活用し、府民の健康づくり活動（ウォーキング、がん検診・特定健診の受診等）に対し、ポイント付与し特典を還元することで自発的な行動を促進する。

◎A1を活用した受診勧奨通知の送付（令和2年度から開始）

対象者：不定期受診者及び前年度加入者。（約17万件）

●1 日人間ドック

- ・30歳以上の被保険者を対象に、健康保持及びがん・心疾患等の早期発見を目的とした検査を実施（費用：自己負担あり）
- ・受診者数は年々増加傾向にある(令和元年度実績：25,483人)

<実施内容>

検査内容：血液、尿、血圧、心肺機能、眼系、聴力、胃部エックス線、腹部超音波、便潜血等
 自己負担額：30歳代：14,000円、40～74歳：10,000円、40・45・55・65歳：無料

●糖尿病性腎症重症化予防事業

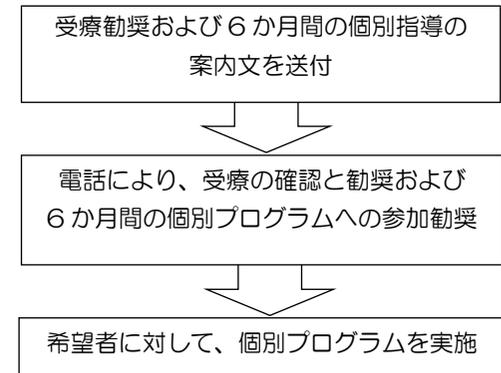
<対象者：約590人>

令和元年度特定健康診査受診者のうち、次のいずれかに該当する方のうち、直近3か月間で糖尿病の治療をしていない方

- HbA1c 6.5%以上かつ尿蛋白+以上
- HbA1c 6.5%以上かつeGFR15以上60未満
- 空腹時血糖 126mg/dl以上かつ尿蛋白+以上
- 空腹時血糖 126mg/dl以上かつeGFR15以上60未満

<事業内容>

糖尿病性腎症の重症化の恐れがあるにもかかわらず、治療に結びついていない被保険者を対象に、専門知識をもつ保健師や管理栄養士等の人材を有する民間事業者へ委託し、医療機関への受療勧奨及び、6か月間の個別プログラムによるきめ細かな保健指導を実施。(定員55人)



- ・平成26年度に大阪府医師会の協力を得て本事業の検討会議を立ち上げ
- ・平成27年度から事業対象者の基準設定や効果的なプログラム、評価指標にかかる議論を踏まえて事業を実施
- ・平成29年度から評価検討会議を設置（事業の実績評価および目標の設定等、今後の事業のあり方の検討や課題を整理）

- ・平成30年度プログラムを終了し、翌年度も健診を受診した方の検査数値が有意に改善したことを確認。
- ・令和元年度実績：事業対象者536人に対し受療勧奨を行い、うち25人に個別プログラムによる保健指導を実施。

事業対象者536人のうち約7割が生活習慣病（うち約4割が糖尿病）での受診を確認。